

首都圏中央連絡自動車道 つくばスマートIC工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P22 構造物掘削 特殊部A	特記仕様書にウォータージェットの使用に関しての記載がありませんが、ウォータージェットを併用しないと圧入できないと判断された場合は、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	現場条件の変更等により、監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
2	特記仕様書P22 構造物掘削 特殊部A	特記仕様書に工法の指定等の記載がありませんが、仮設鋼台の設置もしくは特殊工法(ノンステージング工法等)による施工が必要と判断された場合は、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	現場条件の変更等により、監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。 なお、受注者に任意性のあるものについては、設計変更の対象になりません。
3	特記仕様書P22 構造物掘削 特殊部B	特記仕様書にウォータージェットの使用に関しての記載がありませんが、ウォータージェットを併用しないと圧入できないと判断された場合は、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	現場条件の変更等により、監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
4	特記仕様書P22 構造物掘削 特殊部B	特記仕様書に工法の指定等の記載がありませんが、仮設鋼台の設置もしくは特殊工法(ノンステージング工法等)による施工が必要と判断された場合は、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	現場条件の変更等により、監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。 なお、受注者に任意性のあるものについては、設計変更の対象なりません。
5	参考見積書	参考見積書の内容で施工が困難となった場合は、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	現場条件の変更等により、監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。 なお、受注者に任意性のあるものについては、設計変更の対象なりません。